

# 法人口座振込先指定方式取扱規定

## 第1条（目的）

この規定は、法人のお客様がカブドットコム証券株式会社（以下、「当社」といいます。）における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下、「金銭」といいます。）をお客様のあらかじめ指定する預貯金口座（以下、「指定預貯金口座」といいます。）に振込む方式の取扱いを定めるものです。

## 第2条（申込方法）

お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ申込みのものとし、かつ当社が承認した場合に当方式を採用できるものとします。

## 第3条（指定預貯金口座の取扱い）

- 1．指定預貯金口座は当社の口座名義と同一としてください。
- 2．すでに当社に振込先の預貯金口座をお届出になっている場合においても、当規定に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。
- 3．預貯金口座の指定が行われた後1週間程度は振込請求を受けましても、指定預貯金口座への金銭の振込はできないことがあります。

## 第4条（指定預貯金口座の変更）

- 1．指定預貯金口座を変更される場合は、当社所定の用紙によって届出いただきます。
- 2．変更申込み受付後の取り扱いは前条に準じて行うものとします。

## 第5条（金銭の受渡精算方法の指示）

金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本規定に基づく振込をするのか、その他受渡精算方法によるのかをご指示いただきます。

## 第6条（受入書類等）

前条に基づき振込みをする場合には、その都度受領書等の受入れは不要といたします。

## 第7条（手数料）

振込みに係る手数料は、当社所定の額をお客様にご負担していただきます。

## 第8条（免責事項）

当社が第5条により金銭を指定預貯金口座へ振込んだ後に発生した損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。

## 第9条（規定の変更）

- 1．本規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときは、改訂されることがあります。
- 2．前項の変更があったとき、当社は当社所定の方法でお客様にご通知させていただきます。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てが無いときは、ご同意いただいたものとして取扱います。

以上

(平成16年 9月)